

第三十回国会 大蔵委員会 議録 第十一号

昭和三十四年二月十九日(木曜日)

午前十一時十八分開議

出席委員

委員長 早川 崇君

理事足立 篤郎君 理事押谷 富三君

理事小山 長規君 理事坊 秀男君

理事山下 春江君 理事石野 久男君

理事佐藤觀次郎君 理事平岡忠次郎君

荒木萬壽夫君 奥村又十郎君

加藤 高藏君 嶋田 宗一君

小西 寅松君 進藤 一馬君

西村 英一君 濱田 幸雄君

毛利 松平君 山村庄之助君

山本 勝市君 廣瀬 勝邦君

松尾トシ子君 横山 利秋君

出席政府委員

大蔵政務次官 山中 貞則君

大蔵事務官 原 純夫君

(主税局長)

国税庁長官 北島 武雄君

委員外の出席者

大蔵事務官 泉 美之松君

(国税庁間税部長)

専門員 坂井 光三君

二月十九日

委員福田一君及び福永一臣君辭任につき、その補欠として山田彌一君及び大石武一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員大石武一君及び山田彌一君辭任につき、その補欠として福永一臣君及び福田一君が議長の指名で委員に選任された。

二月十七日

国有財産法第十三条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(内閣提出、議決第一号)

同日

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五七号)

同日

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五七号)

同日

砂糖消費税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二七号)

同日

入場税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三九号)

同日

国有財産法第十三条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(内閣提出、議決第一号)

同日

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五六号)

同日

○早川委員長 これより会議を開きます。

連合審査会開会の件についてお諮りいたします。ただいま本委員会において審査中の物品税法の一部を改正する

法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案の両案について、科学技術振興対策特別委員会より連合審査会開会の申し入れがありました。これを受諾して連合審査会を開会するに御異議ありませんか。

○早川委員長 御異議なしと認めます。よって、さうに決定いたしました。ましては、科学委員長と協議の結果、明二十日午後一時半より開会することといたしております。御了承願います。

○早川委員長 去る十七日付託されました国有財産法第十三条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件及び昨十八日付託されました日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

政府より提案理由の説明を求めます。大蔵政務次官山中貞則君。

国有財産法第十三条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件

国有財産法第十三条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件

の件

次の財産を皇室用財産として取得することに於いて、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第十三条第二項の規定に基き、国会の議決を求める。

(皇居)

一	所在地	東京都千代田区一番
二	口座名	皇居
三	取得財産の区分、種目、数量及び価格	

区分	種目	数量	予定価格	事由	備考
区	倉庫建	延坪三三坪	六六五〇〇〇円	新築	第二新宝庫、鉄筋コンクリート造二階建
	延坪	五〇坪	二〇〇〇〇〇〇		倉庫、プロック造平家建
	延坪	五〇坪	八六五五〇〇〇		
小計			九五七〇〇〇〇		
工作物	囲障	三〇メートル	九五七〇〇〇	増設	新宝庫周囲、鉄筋コンクリート造
	下水	一個	五〇〇〇〇〇		新宝庫周囲、排水設備
	照明装置	一	七四〇〇〇〇	新設	新宝庫内電灯、点滅器、差込み
	土留	一	三八〇〇〇〇	増設	新宝庫周囲石垣土留
	消火装置	一	四二四〇〇〇	新設	炭酸ガス消火設備
	雑工作物	一	一〇一〇〇〇〇	増設	避雷針設備
小計			一三、四七〇、〇〇〇		
計			九、九九〇、〇〇〇		

一 所在地 奈良県奈良市雑司町一五一ノ一、一二九ノ一 正倉院

二 口座名 正倉院

三 取得財産の区分、種目、数量及び価格

区分	種目	数量	予定価格	事由	備考
区	倉庫建	延坪三三坪	六六五〇〇〇円	新築	第二新宝庫、鉄筋コンクリート造二階建
	延坪	五〇坪	二〇〇〇〇〇〇		倉庫、プロック造平家建
	延坪	五〇坪	八六五五〇〇〇		
小計			九五七〇〇〇〇		
工作物	囲障	三〇メートル	九五七〇〇〇	増設	新宝庫周囲、鉄筋コンクリート造
	下水	一個	五〇〇〇〇〇		新宝庫周囲、排水設備
	照明装置	一	七四〇〇〇〇	新設	新宝庫内電灯、点滅器、差込み
	土留	一	三八〇〇〇〇	増設	新宝庫周囲石垣土留
	消火装置	一	四二四〇〇〇	新設	炭酸ガス消火設備
	雑工作物	一	一〇一〇〇〇〇	増設	避雷針設備
小計			一三、四七〇、〇〇〇		
計			九、九九〇、〇〇〇		

理由

皇居内の工作物並びに正倉院内の建物及び工作物の新築等を行い、これを皇室用財産として取得する必要がある。これが、この議決案を提出する理由である。

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に關する法律の一部を改正する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に關する法律の一部を改正する法律

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に關する法律(昭和二十七年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

第十二条の次に次の一条を加える。
(課税価格)
第十二条の二 前条第一項又は第二項の場合において、譲受に係る物品が価格を課税標準として関税を課する物品であるときは、その課税価格は、同条第一項の規定により適用することとされる関税率率法第四条の規定にかかわらず、次に掲げる時における当該物品と同種又は類似の物品の本邦における通常の取引価格から関税その他の課徴金及び通常の取引の費用を控除した額に当該物品の性質及び取引方法の差異による価格の相違を

勘案し合理的に必要と認められる調整を加えた額とする。
一 前条第一項の場合において、同項の規定により適用することとされる関税率率法第六十七条の規定による申告の時
二 前条第二項の場合においては、同項に規定する譲受の時
2 前項の規定による課税価格は、関税法、関税率率法その他の法令の規定の適用については、関税率率法第四条の規定による課税価格とみなす。
第十三条中「前条」を「第十二条」に改める。

この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附則
この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

理由

合衆国軍隊の構成員等の用に供するため免税で輸入された物品を合衆国軍隊の構成員等以外の者が譲り受ける場合の関税の課税の適正化を図るため、これらの物品についての関税の課税価格の決定方法を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○山中政務委員 たいだいま議題となりました国有財産法第十三条第二項の規定に基き、国会の議決を求めの件及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に關する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

まず、国有財産法第十三条第二項の規定に基き、国会の議決を求めの件につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。
まず第一は、皇居内の路面舗装工事でございます。皇居内の新坂から内廷庁舎西口までの道路並びに内廷庁舎西口広場、元北御車寄付近及び護国宮殿玄関前広場は、現在砂利敷となっておりまして、これを舗装しようとするものであります。

第二は、正倉院第二新宝庫の新営工事でございます。千二百年の長きにわたって収蔵保存してきた正倉院の宝物を永久かつ完全に保存するため、さきに校倉にかわる新宝庫を新築いたしました。また、宝庫をこごとく収蔵し、保存管理の万全をはかるため、第二新宝庫を新築しようとするものであります。

以上御説明申し上げましたものは、いずれも皇室用財産として取得する必要があるわけでありまして、そのためには、国有財産法第十三条第二項の規定により国会の議決を要する必要があるもので、ここに本案を提案した次第であります。

次に、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に關する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。
この法律案は、合衆国軍人、軍属等による免税輸入物品の国内における転売の実情等に顧みまして、譲受物品に対する関税の課税価格の決定方法を改め、課税の適正化をはかろうとするものであります。

以下、改正の内容につきまして簡単に御説明申し上げます。譲受物品に対する課税価格は、現在原則として同種物品が通常輸入により輸入された場合の輸入港到着価格を基準として決定することになっておりますが、通常輸入に対しては普及貿易管理上の制限を行なっております結果、実際の譲受価格は、同種物品の通常輸入の場合の輸入港到着価格よりもかなり高いものが多いのが実情であります。このような実情に即した課税の適正化をはかるため、譲受物品に対する関税の課税価格は、国内における通常の取引価格から税額等を控除して逆算した価格を基準として決定することとしようとするものであります。

以上が、この二件の提案理由及びその概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成賜りますようお願いいたします。

○早川委員長 次に、内閣提出にかかる物品税法の一部を改正する法律案、砂糖消費税法の一部を改正する法律案、入場税法の一部を改正する法律案、揮発油税法の一部を改正する法律案の四案を一括して議題といたします。

質疑の通告があります。これを許します。山村庄之助君。
○山村(庄)委員 この間の質問の続きを申し上げます。大蔵大臣に時間がないうちで逃げられ、きょうはまた政務次官に逃げられました。大體は事務的のことが多いと思ひますので、主税局長にお尋ねいたします。
物品税のうち骨董に關する税で、一〇%を五%に下げるといふ案が

出ております。五%でも、下げるといふ意思は非常にけっこうです。しかし、私は、書画骨董といふものはその性質上無税にすべきものだ、物品税なんかかけるべき性質のものじゃない、こういう信念を持っております。特に、この書画骨董は、店屋で買つて税金がかかる。本人直接あるいはお互いしうりと同士が売り買い、やつたり取りつるとときは、一銭も税金はかからない。またかけようがない。しかも書画骨董は大部分がそういうものなことで動いておる。また、店屋を通つたとしても、単にちよつと口をきいたというだけで、ほんの手数料で、利益をとって売り買ひしたといふものは、実態の上からいふ。特に物品税の性質といふものは、一ぺん新しい品物にかけたから、それが古くなつてあつちこつち売りに買ひしたからといつて、二度も三度も税金がかかるというものは、一ぺんや三べんや五べんではなく、何べんでも回れば回るほど税金をかけておる。しかも、平均せずして、はなはだ不公平な、かかるやつは何ほでもかかるが、かからぬやつは一向にかからぬで動いておる。特にこれには、世間並みにだれが考えても一定した価格というものはないのです。ほしい人は一万円でもほしい。けれども、人によつたら、そんなものよりか、あしたの米一升の方がいい。こういうふうなことで、価格のつきりわからぬようなものに、お前は何ほで売り買ひしたから、税金を何ほかけるというふうな、こういう不特定な課税対象に対して五%の税金をかける。これは一切無税にしてしま

出でおります。五%でも、下げるといふ意思は非常にけっこうです。しかし、私は、書画骨董といふものはその性質上無税にすべきものだ、物品税なんかかけるべき性質のものじゃない、こういう信念を持っております。特に、この書画骨董は、店屋で買つて税金がかかる。本人直接あるいはお互いしうりと同士が売り買い、やつたり取りつるとときは、一銭も税金はかからない。またかけようがない。しかも書画骨董は大部分がそういうものなことで動いておる。また、店屋を通つたとしても、単にちよつと口をきいたというだけで、ほんの手数料で、利益をとって売り買ひしたといふものは、実態の上からいふ。特に物品税の性質といふものは、一ぺん新しい品物にかけたから、それが古くなつてあつちこつち売りに買ひしたからといつて、二度も三度も税金がかかるというものは、一ぺんや三べんや五べんではなく、何べんでも回れば回るほど税金をかけておる。しかも、平均せずして、はなはだ不公平な、かかるやつは何ほでもかかるが、かからぬやつは一向にかからぬで動いておる。特にこれには、世間並みにだれが考えても一定した価格というものはないのです。ほしい人は一万円でもほしい。けれども、人によつたら、そんなものよりか、あしたの米一升の方がいい。こういうふうなことで、価格のつきりわからぬようなものに、お前は何ほで売り買ひしたから、税金を何ほかけるというふうな、こういう不特定な課税対象に対して五%の税金をかける。これは一切無税にしてしま

であるとか、そういう点から言えば、確かにこれは大いに取るべきだ、こういう結論になるんですよ。なるんだけれども、実際問題としてああいうように音もしないし容積は小さいし、取れない。その証拠に、これまで八割以上も脱税をやっておる。実は大蔵当局も取るのはむずかしいことはおわかりだろうかと思う。残りの二割はどうして取っておるかという、これは百貨店だとかあるいは美術クラブから取るとかいったような、だれが見ても取れるところで取っておるんであって、残りも、私はそれではやはり取れないと思う。実情をいろいろ研究してみますと、これまでは委託の場合には取れないが、委託とはつきりわかれば取れないが、委託とはつきりわからない場合には、国税庁の通達で委託でないとして認めて取る、こういうことになっておった。ところが、委託ということを立てるためには、だれが頼んでだれに売った、その仲立ちが委託でやったというのを立証しなければならぬ。ところが、実際問題として、売った人は、金が手に入ったというので、税務署からその譲渡に対する所得の問題で知られるから、名前を出さぬようにして買つた方は、十万なら十万で買つたその十万円の金はどこから出てきたんだということをやったり税務署から知られるから、これも出さぬようにしてくれ。そうすると、委託であるにかかわらず、委託ということの立証が実際問題としてできない。また法律上

も、本人が頼んで名前を出さぬようにしてくれといった場合に、黙否権に似たようなものですか、言わぬという場合にはやはり商法上言わす方法はなによりであります。そうすると、本人は手数料を一割もらつてやっておく、委託であるということを立てることが、売つた人、買った人の依頼でできないということになる、納めなければならぬ。納めて一割取られてしまふ。今度は利益が全部なくなつてしまふから、全部を伏せてしまふ。所得税は納めることを少しもいとわぬ人が、今度は物品税のみならず所得税も隠してしまふということになって、国家としては、物品税の脱税のみならず、所得税もまた十分つかめないと、う欠陥を来たしておるのだと思う。ですから、取れるか取れないか。現に、今度の改正におきましても、直接売りに買つた場合には、業者を経ないときにも取れないというのであります。しかし、これも担保力ということの原理からいへば当然取るべきなんです。しかし事実上取れない。今度は仲立ちをなし税で取ると言いますけれども、たとえば、新聞記者が絵かきとも懇意であつてしよつちゅう出入りしているから、新聞記者に頼むと売りができるといふ場合に、その新聞記者をつかまえて、これを業者とみなすということと一体取れるか取れないか。新聞記者は、新聞記者が業であつて、美術商ではないんです。ですから、これは取れないんです。だから、どうしても取れない法律をわれわれ立法府で作つて、これを行政に押しつけることはできない。それを行政があくまで残せというんだつたら、私がかねがね

言っているように、なぜこれまで取れなかつたか。会計法の第三条ですか、税は取らなければならないと書いてあるのに、取らなかつたことに対しては、国税庁から責任者を二、三人出せとまで私は極論するんです。将来も結局取れないものをあくまで取れと言ふ。どういう方法で取るかということいろいろ考へてみますと、われわれ民主主義の生活を全部破壊して全体主義になって、このうちは大いから持つていそだといつて、人のうちへ乗り込んで行つて、押し入れをあけてひっくり返せば、それは取れる。しかし、そういうことはどうしてもわれわれ民主主義の生活ではできない。だから、何とか取れる方法があれば認めようという、私は最初から申してきた。だんだん考へてみますと、結局は、今山村さんのおっしゃつたように、税率をうんと下げて、業者に監督をさせる。新聞記者なんかは取れないでしょうけれども、ボスなどは業者仲間ではわかつているんです。だから、できる限り取るということになれば、従来所得税、物品税がともにだいたい引込んでおつたのですから、業者が大抵このくらいならばみんな申し合はして出さうということになれば、税率は下げても税収額はうんとふえてくると思ふ。

十分間ということですから、私はこれ以上申しませんが、大体担保力という考え方には、一体担保力とは何かというので根本的な検討を要すると思ふ。所得がなくて、財産があつて、財産を売つて払えるというならば、担保力と言えないでもありません。しかし、もし所得の源泉である財産を売つて払わせるということになれば、これは財産税になってしまふ。つまり、くだものから取るのではなく、水を枯らすというか、水をくむというのではなくて、井戸をひっくり返すことになるから、これは、所得の分配上、やはり巨大所得の財産家から財産税を取るといふことは意味がありませぬけれども、一般の中産階級の財産税を取るといふことは、おそらく大蔵省だつて考へておられないだろう。そうすると、所得税はいろいろ納めたけれども、なお漏れがあつて、残つている所得の中の残りの担保力をもち以て外に意味はないと思ふ。だから、とにかく税が納められるのだから、担保力があるというふうには言えない。そうすると、所得の中で担保力がまだ漏れて残つていようことを厳密に考へていくと、こういう物品税の場合にも果して消費者に転嫁ができるかという問題であります。これは書面骨董だけの問題ではありませぬけれども、転嫁ができるか。今問題になつていふ書面骨董の場合を見ましても、転嫁ができる場合もあり、できない場合もある。つまり値段があつてないようなものというところでありませぬ、これはできない場合もあり、できる場合もある。あつて、消費者の担保力ということばかりでは割り切れぬものがある。財産税的な性質も幾らか含めての担保力というふうな考へていけるのではないかと。だから担保力がある、こういうふうな考へておられるのではないかと。疑問もあるのです。いずれにしても、根本的な問題は、取れるか取れないか、取れないとすると、いかにほかの

理由がありましても、取れる程度まで方法を変えないといけないというのであります。これは答弁を求めるよりも、せつかく山村さんが出されたもので、それから大体書面骨董なんというものをしつこく言うことは、よほど勇氣のある者でなければやれない。それでない、あいつはくさいと言われぬ。だから私のような者でなければしつこくやれないのですよ。ラムネの話かそこらの農家の話ならやれませぬけれども、ああいう実際あつてもなくともよい——もう一つ申しておきますけれども、ことに書面骨董の場合は財産として持つていける。だから、財産として持つておるもの、売つたり買つたりするような性格を持つておるのですから、これは一つの財産税のような意味を含めないと、取るという根拠は出てこぬのじゃないか。担保力という意味の中にそれを含めないと、いかにぬのじゃないか。中にはもちろん成金で、やみやつておつて、うんと書面骨董を買つたというやつもありませぬけれども、例外的にはいろいろ問題がありますから、これまでの交渉の過程でも五分と五分と、よほど譲つたように言われませぬけれども、私はまだ十分了承していません。追つて最も妥当な、税収があなた方が予期しておる以上にちゃんと取れて、そして民主的生活を破壊しないような方法を一つ提示するつもりでありますから、お考えおき願ひたいと思ひます。

○原政務委員 大へん理論的な先生のお話で、私も非常に考えなければならぬ点が多いと思ひますけれども、どうもこの場合、こういうことがあつたわけでは、東京の一流の骨董店で調

山村委員のお話は、抜けるから、何といふか裏があるから、結局このくらいというところ、うまくやっておけというよりはお話なんです、私どもは、やはりどうにも抜けてしようがないというものは、むしろあきらめる方向にいくべきじゃないか。公平に把握し得るような仕組みを極力作るといふことにまず努力すべきではないかというふうに考えるわけです。今回ブルチン、サツカリンを原料段階でとらえるならば、お話のようにそれは相当大きな製造設備が要る。そういうきちんとした大きな製造設備を持つ法人であるならば、大体常識的に脱税などということにいくべくするということはないかろうといふふうに考えて、あえてこの際三百円を百円と、三分の一に税率を下げる。そのかわり把握は完全にやりたいというふうに考えておるわけです。私どもとしては、この方向で今まで正直に納めていた人の税は三分の一になる、しかし今まで逃げておった人はまるつきりこの税を取られる、それがいいんじゃないかというふうに思っております。やはりそういう方向でいくのでないと、お話のように適当なところでやっておけというふうなことになると思います、これは切りのない話で、かつ、総額は幾らか取れませんが、その中で不公平といふものは非常に残る。やはり今後税制なり税の執行なりというものをいつては、今申し上げたような把握をしつかりできるような仕組みを法的にも作って、そして公平にかけていく。今回のような場合には、それを考えて、税率も相当引き下げる。これは、それだからといって、取引だけでなく、砂糖の負担、その他の負担等

も考えて、ただいまのような事情も含んでやったわけですが、そういうような経緯で、私ども、書頭骨董と一連の腰がまえて、そういうふうな方向に持っていきたいと思っておりますので、ぜひこれを御了解いただきたいというふうに思います。

○山村(庄)委員 今のお話によりまして、わしとあなたと目的が一緒なんです。税率を下げてやれ。本人から取るようにせよ。そうすると今まで脱税しておる連中もみんな納めるようになる。この業界の中には、高いから逃げ、逃げたから税金だけでももうかる、そういうような手合いが多い。私は、二十年ほど前にこれを扱って、自分で商売していたことがあるのです。それから、あなたに申し上げたのです。これは、三十円くらいにしてやると、すつきりよく納まる。そうして、文句なしに税額も入るし、みんな気持ちよく納められるというふうになる。この業界の内容をもう一べんよく調べて考えておいてもらいたい。私は、きょう一問一答をやって、理屈でこねて、びしゃびしゃと、ようても、あかぬでも、片づけていくというふうな考えは持っておりますから……

それから、その次にもう一つ聞いておきたいのは、嗜好飲料のうちで果汁について税率を引き下げる。これは非常にけつこうなんです。税率を引き下げたのは非常にいいのですが、どうやら、大蔵省の空気というか、社会党に言わしたら漏れ承わるところによれば、そういうような言葉を使うが、私は空気で、大がかりでできたような言葉でもって、政令でもって果汁の内

容あるいは品質等に格段の強いきゅうを据える、こういう方法を考えておられるように思っております。製品の内容その他という問題は、税だけの問題じゃない。指導監督というものについて、農林省なり厚生省がやらなければならぬ問題であって、しかも、こういうふうな政令でやると、税の本質から、こういうふうな減税をやると、これだけ大蔵省の範囲だ——それを大蔵省がまたその減税の方針に沿わないような——減税しても何にもならぬ。かえって実質はよけい高くなる。そうして業者はよけい困る。一部でちよつとはかり下げてくれても、一部でどぎつい、大きなそれ以上のきゅうを据えられる。そうしてもう一切製造しても引き合わぬ、そういういにおいにするのですが、もしそういうような政令を出されるのだったら、一つ農林省、厚生省並びに業者の代表等呼んでよく事情を調べて、そうして大蔵省だけの勝手のようなやり方をせないで、せつかく減税をやるのだったら、まことにありがたいとさせていただきますと心から礼を言わせるような減税をしてやると、減税をしてやりながら、ぶつぶつ言われて、これは何にもならぬ、えらい目にあう、インチキヤ、こういうふうなことになつては、せつかくこの大蔵委員会であなたの方の原案に賛成して、心の底からそう思つて減税してやつたぞ、こういうふうな思つておつても、本人自体、業者自体の方は、何にもならぬ、えらいスカを食わされ、こういういにおいがあるのですかどうですか。これを一つ……

○原政府委員 お話の、実情を関係の所管省その他実際にやっておる人たちの意見も十分に聞いてという点は、まことにごもつともなことで、私どももその意見を十分聞いていたしたいと思います。ただ、今回この果汁関係は処置しております趣旨は、従来二十と十というものがまず大原則で、その中で天然果汁の多い果汁について特例を設けるといいますのは、これは農協なんかで実際に果物を使って果汁を作るといふようなものについて、政策的に奨励といえますか、軽減をしようといふ趣旨なのであります。いずれにいたしましても、従来より増税になるといふことは考えられない。従来は二十が本則で特例が十になっておる。今度は十の本則、特例五割ということでありますから、重くなるということも考えられないかと思ひます。政令の中身については、なおお話のような点も十分含んで検討したいと思つております。

○山村(庄)委員 その次に、砂糖の消費税、関税の問題についてお伺いいたします。私は、大蔵省がこれを変えたいということについては、よくよく困つたりその他の事情によつて変えるのだからと思つて聞いてみるのですが、消費税を下げるというのにはけつこうです。しかし関税を上げるその上げ方が上げ過ぎである。そして砂糖一斤について二円値上りすることに実質上なつてくる。そうすると、減税調整の名に隠れて実際上砂糖一斤二円の値上りということが現われてくることになるのです。この本質は、国内産の各砂糖を指導奨励して増産する、そうして外国からくるものをできるだけ少くするといふ大きな政策の上から出てきておること、これは大へんけつこうなんです。テンサイ糖や黒糖やあるいは沖繩、大島糖、またはブドウ糖の増産、改良政策を盛んに行う。これは非常にいいのです。しかし、それをやるがために、これらの指導奨励等については、農林省やあるいは通産省あたりにおいても相当の考え方があつて、こういふふうに出てくるのだらうと思つて、これには相当の補助金とか助成金とかいふものをその方において出しておるようである。税金は、その性質上、技術上、一方を下げて一方を上げなければならぬことにはある。けれども、そのどさくさにまぎれ込んで、そうしてこの際ピンはねしてやろうというふうなインチキヤな大蔵省のやり方がここに現われてきておる。だから、消費税を下げたら、下げた分だけきつちりそれだけ関税を上げるということにしたらどうですか。関税の方をよけい上げて、事実上砂糖一斤について一元九十五銭、二円値上りすることになる。輸入の砂糖は、これは日本で精製しますと五分というものが減るので、減ります。その価格をかけていかなければならぬ。私の計算からいって二円五十銭くらいは上る。ほかの議員さんのお話を先ほど聞いたら一元九十五銭上る、こう言つておるけれども、そういう点もいろいろ考えてみますと、この際に砂糖の実質値段が二円上るといふようなことになりますよ。この前に、二、三年もかかって審議会を開いて研究して、やむを得ぬとして私鉄運賃をちよつとばかり値上げしたからといって、運輸大臣の不信任というふうなこ

とがすぐ出てくる。こんなことは、大蔵省は元締めのことをやっておるので大いに考えてもらって、政務次官なんか大臣にけがさせぬようにしてもらいたい。ちよつとばかりのことで、気が持たないじゃないか。やりかえのどさくさにまぎれ込んでさやを取るなんて、もつときれいなことをやらせて、大臣に間違いを起さないようにしてもらったらどうか。ただ、これはまだ国民は今知りません。菓子屋の業者なんかは知っているらしい。それでわいわい言っておる。しかし、菓子屋がわいわい言っておるうち、国民全体、おかみさんも子供までもみな知って、砂糖の値上りはけしからぬという世論が私は今に起つてはしないかと心配してある。そんなことになると大へんですからね。何も余分に取る意思がないのだったら、消費税の引き下げ分だけ関税を上げるというふうには、そらばんの上できつちり合せるようにしてもらいたい。これは、われわれ自民党は国政をあずかっておれば国民に対する一大責任があるのですから、こういう筆の先で大蔵省の名が汚れることのないように、一つ考えてもらいたい。この点のいきさつを……。

○原政府委員 その点は私も確かにりっぱな御意見だと思つて、そういうふうな考え方もあると思つております。ただ、今回お話のようにいたしましたのは、こういう事情でございまして、テンサイ糖は、従来食糧会計で實際上全部買つて、それを売つてやつてきた。ある程度損は出ておりましたが、大した損ではない。年に数億の損でありまして、それがやはりだんだんテンサイ糖を大いに奨励していこうと

いうことで、だいたひ奨励の角度が強くなつて参りますと、企業はほとんど工場を作る。作つたら利益の出る金で買つてくれというふうな勢いになって参ります。これをそのままやると、参りますと、どうも三十億やそこいらの赤字は現在でもすぐ出るような勢いになってきておる。私も、この際、そういう企業が工場を作つて、この工場は高くついたから高く買つてくれというのを一々判定して買うというのをやつたら、その価格の算定や何かでえらい間違ひが起りやすい。むしろ、関税を相当額上げて、その中で自由にしたかと思つたのが、今度の振りかえの根本の趣旨なのであります。その際、しからば今の二円弱の問題であつたが、これは国内の砂糖の分には関税はかかるので、その分だけをとんとんにするには、二円ぐらい値を上げなければならぬ。それをさういふふうにしりました趣旨は、つまり国内のテンサイ糖業を保護するための振りかえ措置である。保護するために関税を上げて砂糖消費税を下げていく。その結果三十億なり何なり損が出る。これを納税者の納めた一般の税金で補てんするか、あるいは砂糖の中でこなすかというのを考えたわけですが、やはりテンサイ糖に対して補助が要るの相対的ときでありますので、テンサイ糖の保護は、結局、国内の砂糖消費の将来に対して補助という強いペー

スを整えるわけですから、これを砂糖を消費する人に負担していただくというよりも、一つの考え方としてできるのじゃないかというのを考えて、今の二円、差しあたりの年度で三十億ぐ

らいになりますか、これは砂糖を消費する人がお互いにそれだけ負担はふえる。しかしその結果国内における砂糖の需給度は急速に高まる。御案内の通り各社がきまつて工場を設けようというふうな勢いになっておられますので、さういふことのためにそれをがまんしていただくたいというふうな考えたわけでありまして。

○山村(三)委員 この砂糖の問題は、これはわしは根本的に悪い言ひでなく、いい言ひです。国内産を増産してこしらへるのも、しかしさういふ奨励や何かいろいろな金が必要。それは要りますわ。要るのは、農林省や通産省なんか補助金や奨励金の予算を組んでそこで出すようにして、税金のために国民は砂糖一斤について二円高いものを買わなければならないという印象を与えるようなことでは、これは大蔵省として下手だ。それはちよつとした証拠があるんだ。ちよつとしたと言つてもきつてもいいです。関税上げと差引計算してみたら上げた方が金が多い、下げた方が少い、その間ピンを引いておるのや。わずかばかりピン引いて、ちよつとばかりもうかつたから二円というたつて、わしに言わしたら二円五十銭になる。そんな下手な政治をやつたら、わしは、それは自民党のいい政策をこわしてしまつたわけだから、税金の方ではびつちりにして欲しい。金が足らんんだら、農林省なり通産省の方に、砂糖の奨励費、助成費、督励費、そんなものは向うの方で予算を組んでどんどん出してもらう。

大蔵大臣はわしは好きやから、かわいそうに国民から大蔵大臣が小言食うよ

うなことやつたらあきまへんで。一國の財政をまかして、国民は世帯を安心してまかしておるのや。これはよう考えてもらいたい。わしは関西弁で妙なことを言つたり、また言葉が荒いけれども、気がいいのやから。これは一つよう考えてもらいたい。政務次官どうですか。こんなちよつとのことピンを引くようじゃだめや。

○山中政府委員 山村委員の御質問の内容もつともありまして、私どもも考え方としては関税振りかえ相当額を消費税としても考へる。だからとんとんでいこうという考へでおつたのであります。しかし、反面国内産糖の保護、助長、育成というよるな見地から考へますと、先ほど主税局長が申し上げましたようなてん業生産振興臨時措置法に基き買入れが、實際法文上は買入れることができるとなつておられます。条項によつて、全量買入れが慣例として行われて参つておられます。一方工場も非常に増設の傾向に現実にはなつておられますので、さういふままに推移いたしますと、今後はそれが無制限買入れのために相当数の財源をつぎ込んでいかなければならないという趨勢が見えて参りましたので、この中で関税等の輸入等の操作によりまして、国内産糖の保護政策というものを打ち出していくことができないだろうかといふのが、そもその考え方であつたのであります。いわゆる国内産糖の保護の主管省たる農林省では、もつと大幅の関税値上げを要求いたして参つたのであります。これによりまして、国内産糖の保護助長のみならず、今後育成の方向に向つて、たとえ

ばカンショを原料といたします結晶ブドウ糖の生産をも開始し得るような条件をもつて整えておこう、というふうな考え方も農林省があつたようなわけでありまして。しかし、そのようなことは、ただいま山村委員の御指摘の通り、この段階においては、現実には砂糖消費者、すなわち一般国民大衆が斤当りにいたしまして相当大きな負担を負うことになりまして、これはやはり政策上おもしろくならぬ。しかしながら、関税に振りかえただけのこととんとんでもつて果して保護はできるだろうか。今後生産を促進をし、従つて国内産糖の生産に今から取り組もうとする農民の直接の意欲なり、あるいは国の政策なりが助長されていくかといふことになると、やはり少し関税の方をかさを高めて、これに関税障壁みたいな形を少し設けてやることによつて、優遇措置を講じてやらなければならずかしののではなからうかといふことが結論になりました。ただし、その幅につきましては、まさにおっしゃる通り二円なり何なりの幅というものが議論の焦点になつておるわけでありまして、ただ幸いなことには、これは人為的な問題ではないのであります。砂糖の斤当り価格が今のところ予想以上の低値を示しておりまして、私どもがただいま算定いたしておる斤当りは七十一円が基本になつておるのでありまして、流通価格の実際は六十九円程度で回つておるようございまして。そこで、この際に二円の上乗せを七十一円の私どもの基本のところにて考へて乗せるといたしまして、実際の流通の場合にはね返りいたしましては現実価格六十九円に二円を乗せると

は現実価格六十九円に二円を乗せると

いう形になるので、この時期であるならば、この程度ならばいいではないかろうかと、大臣を中心といたしまして十分に考えた上の政治的な配慮も加えての結論でございます。これが私どももいたしましては非常にいい時期に遭遇したということも、この程度の幅であるならば、御指摘のようなおしかりは政治的に免れ得るのではなからうか、こういう結論でございます。御了承を賜われれば幸いであると思っております。

○早川委員長 山村君、大体午前中という約束ですから……

○山村(庄)委員 私は、「はと」で帰る予定のやつを引き延ばして、四時の「ごたま」で大阪に帰ろうと思っておるんですが、もう二つだけ重大な問題があります。その次は入場税、ここへ入場税の親方が来ておる。政府原案によりますと、五十円以下、一の線を全然知らぬ顔の半兵衛でほったらかしておる。それから二と三は、これはそのまん中の中間へ数字を引いて、そうして二にする。で、上は、これは三だけにして、一切全部三にしてしまふ。こういう案です。それから、この間社会党の横山さんの案を聞いてみますと、現行の一も二も、またもう一つ欲ばって三のまん中ごろまで、百円まで一にしてしまふ、こういう話。それから、四の線までを二に、百五十円以上を三にせよ、こういうお話ですが、これは政府案も考えられる点もありますけれども、下の方の大衆のところを何も考えないとはたらかしでやるのだ、高い上の方だけ考えてやるのだということでは、ちょっと聞えませんが、それから、社会党さんは、ちょっと聞いたら

いいことばかり言うのや、いつでもどこでも。そやけども、実際にそろばんと比較対照したら行われぬことを、やろう、やろうとやうて、これどうや、これどうやと、ちょっと聞いたら食らいつきはいいのやけれど、実際の専門家が考えてみると、あれはちょっと無理やというよなことがよくいある。これは社会党の伝統や。こういう税の実態から考えて……ここでこの間横山先生がそこへ表を張っておったから、社会党の案だと、私はこう考えておった。これも何も自民党の案だとは言わぬが、山村案として一つ出してみたいと思ひます。私は一と二を一つにしてしまふ。それでこれを一にする。それから三を二にする。それから四以上をもつて三にする。こういう考え方です。(発言する者あり)ちょっと横の方からも……一つ土びん口は黙とつてもらおう。これに対して業界全体の声というものは、これも考えてやらなければならぬ。われわれは民衆の代表や。世間の声というものは、また業界の声というものを……わし率直に業界の声を伝えておきますが、これは、三十円くらいの免税点やたら、そののくらのものやたら、もうやつてもらわぬ方がましや、名前だけ政府にいい顔させて、実質は何も得にならぬ、そんなことあかん、こう言っておる。わしは率直に言ひますよ。それから、入場税の減税をしただけ今度入場料を引き下げるとかいう命令を出すと、条例を出すと、政令を出すと、法律で定めるとかいうことを言うておる。これは、実際において、業者は、そういうふうな実情をいろいろ考

えてもろたらなければならぬ、こう言うておる。これは業者の声をそのまままで伝えているのですよ。それで、結論として業者の連中の言うのには、大蔵省の通りに改悪をされるのやたら、むしろ現行のままではほったらかしておいてくれ、こう言うておる。改悪と言つておる。これはどうも一つ感心せぬところがあるのや、それで私は社会党の案と政府案のちよと中間の、できそなるところを取つて考えた。だからこの山村案というものは至当だと思ひます。これは業者の意見も何も聞いていません。一つ私の言うことを考えておいてもらいたい。

私は入場税については苦勞していません。文句がありません。ここでこれを一つ申しておく。この入場税というものは、これは非常ないい税金ですよ。これはもとほは地方税だった。これは徴税費が要らぬのだ。税務署の役人は大ぜい要らぬ。ちよとつとつたらいい。そして興行会、組合等に現実に命令しておいたらちゃんとしてきてくれる。切符なんか判を押してちゃんとしておいたら、この税金はインチキが一つもないのです。徴税費が要らぬとよけい取れる。それで、私は、地方税のときに一生懸命になつて、よし、こいつを一つふやしてやれと思つて、映画館や何かでござんたら、税金がよけい上つてたらに許可した、税金がよけい上つてくるようにと思つて、そうして大阪府で三十億くらい上るようになってきた。そうしたらこれを政府がばつと取り上げた。その取り上げる取り上げぬというところ、どうしても政府が地方税をそんなに取り上げて財源をひつたくるのならば、同じ税金のうちでも入場税をやめて遊興飲食税を取つてく

れ。遊興飲食税は、金はかりかかつて、なかなか業者がずるいので、りまこと上らぬのです。それも同じようになつて、税が一緒だから遊興飲食税を取つてくれ、入場税は大阪府は置いておいてくれ、その運動をやつたのです。そのときに小西君はひつかつておるんです。よろしいか、世間では小西君が汚職だなんていうけれど、これは汚職でも潰職でもない。あのときは地方庁と政府との戦いだ。その運動を大阪は代議士に頼まなければならぬから頼んだ。そのとき業者は全部地方税に残しておいてくれという意見だつた。地方税の方がいい。国税にされるよりも地方税の方がいい。そして業界の方と地方府県、府県知事会、府県議長会を開いて、みんなが全国一致で、この入場税を取られまいとして一生懸命になつて防衛策を講じた。そのとき、業界の連中やその他関係者を集めて一ぺん懇談し、事情を聞いてくれと言つた。よしそれじゃ時と場合によつたら費用やつたら府庁が出してもいいからと、わしのところの税務長が来て言つた。そうしたら、よしおれにまかせておけというので、柳橋かどこかへ人を呼んで相談をした。そのあとでちよと一ばいやつた。その費用はわずか三万や五万だ。それを、業界の連中がそんなものを先生に払わせておくのはいかぬといつて払つたとか、先生に渡したとかいふ問題だ。府庁のために、これは公けのために小西先生は奮闘してくれた。けれども、いかなんでも、税は地方税から国税に取り上げられてしまつたのや。そうして、全国の人は知らぬ顔の半兵衛で、小西君を、あいつは汚職や潰職や、こういうふう

な気の毒なかわいそうな目にあわしておるのです。政府と地方とのけんかな停案なりいろいろやつてくれようと思つたのが、内容はさういふことではひつかつたのや。検事局あたり、あるいは裁判所あたりが僕を呼び出したら、僕はちゃんと言つてやる。こんなものは国家、国民のため、地方が国家かというののためにやつた。そのときのわずかばかりの費用にすぎぬ。それから、府庁のことをいろいろと代議士さんに頼まなければならぬが、もううちのことはあかぬぞ、お前らのことを頼まれてやつたらどろきにひつくられ、ばかな目にはつきりあり、あほくさい、わしは何も聞かぬぞといつて府庁のことは聞かぬのや。仕方なしにわしが出てこなければならぬ。だから、わしは、この入場税というものには非常な関心を持つておる。このいきさつを話すと、あのときに、遊興飲食税を政府がめんどうくさいやつを取り上げて、入場税を地方へ置いてくれたら、こんな小西君が縛られたり監獄へ行つたり、あんな裁判所へ行つたりすることは要らぬのです。これは公けの速記録にも載ることで、私は小西君のために言つて、彼は精神的にそんな三万や五万業者からインチキでひつたくなるよな、あるいはさあさあするよな、そんなやつたかさい男とは違ふのや。この入場税はこういう歴史を持つておる。だから、入場税がこんな改悪されるなら、おれが左藤に言つて、こんなものはつるし上げてやろう、こういうことを言つたが、お前はまた入場税についてくちばしをいれるのは早

いことばかり言うのや、いつでもどこでも。そやけども、実際にそろばんと比較対照したら行われぬことを、やろう、やろうとやうて、これどうや、これどうやと、ちょっと聞いたら食らいつきはいいのやけれど、実際の専門家が考えてみると、あれはちょっと無理やというよなことがよくいある。これは社会党の伝統や。こういう税の実態から考えて……ここでこの間横山先生がそこへ表を張っておったから、社会党の案だと、私はこう考えておった。これも何も自民党の案だとは言わぬが、山村案として一つ出してみたいと思ひます。私は一と二を一つにしてしまふ。それでこれを一にする。それから三を二にする。それから四以上をもつて三にする。こういう考え方です。(発言する者あり)ちょっと横の方からも……一つ土びん口は黙とつてもらおう。これに対して業界全体の声というものは、これも考えてやらなければならぬ。われわれは民衆の代表や。世間の声というものは、また業界の声というものを……わし率直に業界の声を伝えておきますが、これは、三十円くらいの免税点やたら、そののくらのものやたら、もうやつてもらわぬ方がましや、名前だけ政府にいい顔させて、実質は何も得にならぬ、そんなことあかん、こう言っておる。わしは率直に言ひますよ。それから、入場税の減税をしただけ今度入場料を引き下げるとかいう命令を出すと、条例を出すと、政令を出すと、法律で定めるとかいうことを言うておる。これは、実際において、業者は、そういうふうな実情をいろいろ考

い、黙つていてくれ、わしがやってみるから、こういふことなんです。

私の案はその中間をとって、できにくい案でもない。また一と二を一緒にするのがいかぬというなら、二の途中まで、まあ七十円くらいまで何か一にしてやるような工夫をしてやって下さい。上の方はどないしてもよろしい。この点を一つ考え直してもらいたい。また、小西親分が、大蔵大臣のところにとり込みに行ったりして、妙なことをやってけがしたり引っぱられてはいかぬので、そんなことやりかねへん男だ。そういうことはしたくないから、一つより大蔵省も考えて、ときによつたらわれわれは修正案を出すかもわからぬけれども、そのつもりで、今あまりかたいびしゃつとした答弁をするとか抜き差しならぬようになりなすから、それだけあらかじめ御承知の上で、この点についての一つ簡明な答弁を願いたい。

○山中政府委員 私から、山村委員の質問につき、基本的な問題についてのみ、質問も簡単でございましたから、簡単に御答えをいたします。私は御指摘の趣旨は十分わかっております。案を作るについても、もちろん入場税減税の構想そのものについても、あなたの言われたようなことを考えて当って参つたつもりであります。また他面、政党政治でありますから、党側のいろいろの税制委員会もしくは政策審議会等を経ました御意見等が、また入場税については今回はやるなという意見等も最初はありましたが、しかし、大蔵省の方で独自の整理、合理化をやりたいという意思があるならば、それは減税の公

約の以外の線でもやれというようなきびしいお申し付け等も公的に申し入れがございました。そういうような関係もありません。私どももいたしましては、では入場税についてはどの点を基本方針として手をつけるか。もちろん最も基本的な問題は入場税についてはことに映画が重点であります。一般大衆が最も利用するものの料金を下げることが第一であります。次に、議員提案等によりましてすでに頭打ち三〇％に押えられております種目が演劇、純音楽その他でございますので、同じ入場税で、一方のたとは歌舞伎座等で特等席でかりに見ても税率は三〇％の課税であるが、映画館に行けば五〇％になるというところは、やはり同じ入場税の中では不合理ではなからうか。従つて、議員立法の趣旨を尊重して、頭打ち三〇％の線はまず尊重しなくてはなるまい。従つて、映画の場合には五〇％、四〇％というものは三〇％にそろえなければなるまい。この二点を実は中心に考えて作業を開始したわけでありまして、ところが、減税総ワクのなかんずく間接税の減税ワクの中の操作ということに對しまして、与党の大蔵部会あたり等からも反論等が今日までございました経緯等もありましたので、金額の点について実は思うにまかせない結果となりました。結局金額からその内容算出を考へていかなければならぬというような現状もありません。初年度十九億、平年度二十二億という減税額の落ちつきを見ただけであります。一方また、申し上げました五〇、四〇の比率は三〇に他の費目と並べたというこの二点を果さざるを得なくなりました結果は、予算

を通じて皆様のお手元にお知らせいたしてあります通りに、三〇％頭打ちの五十円以下措置、百円までが二〇％、以上が三〇％という、簡単な区分ではございますが、調整をはかるにとどまらないうような結果になった次第であります。御指摘のように三十円以下の臨時興行等についての免税措置を一応加えましたが、これは、御指摘される通り、確かにその程度では業者の恩典になり得ない、あるいはまた一般大衆の恩典にも全く部分的、臨時的にしかなり得ないということは十分承知いたしておりますが、何分にも以上のような制約によりましていろいろ結果に落ちつきました。だから、私は大蔵省の案が最上のものだと決して考えておりませんので、この過程においても総ワクなりあるいは比率なり条件がございしますが、そのワク内ならばいかなるものでも、そういう線さくすくしておられない、いつでも繰り上げたつもりでございますと申し上げて参つたつもりであります。しかしながら、今日このういふふうな提案をされておりますので、予算の修正等を伴うことについて私が今ここであらかじめ賛成かといわれましても、それは無理であることは御承知でありましようと思つております。私は基本的な考え方の推移の結果こういうふうになつたということをお知らせするにとどまらして、今指摘されましたような山村委員なりあるいはまた皆様方の研究されました結果なり等の数字については、主税局長から答弁をさせることにいたします。

○山村庄委員 次は、織物税について。この間大臣に、これは私は新税だと思つてどうかというたら、昔は織物消費税というものがあつたんですよ。だから新税のようだが新税ではないという、妙な、けつたいな答弁をしてもうたんですが、これは今度の法律案の説明の要綱の中にもはつきりと書いておるのです。それは、新規課税するもので、こういうふうにはつきりあなたの方で書いておる。そうして、新税だというたら新税ではないというように、なんや持つて回つたややこしいことを言わなければならぬ。昔なるほど織物消費税というものはありました。あつたけれども、工合が悪いから、都合が悪いから、これはやめたんや。やめたというの、いかぬからやめたんや。そのいかぬやつをまた新たに持ち出しでいこうとする。こういうことについては私は苦しい答弁を大臣から聞こうとは思つておらぬ。はつきり新税だと言わぬ。またとにかく書いてあるのだから、そんな事務的なようなこととに至るまで、この法律案の提案の題目に書いてあることまで一々大臣に私は責める必要はなかつたんや。書いてあるから私ははつきりと新税と認識しておる。

高過ぎる、無理だというやつだけをこの減税の機会に引つ込めてやつたらいい。それが調整なんだ。今度の調整は、何も今までかけておらぬものを、新しい税の対象になつておらぬものを、国民に對してはつきりかけるといふのだから、これはどほ調整ではない、こんなもの。その範囲内において高過ぎるから安くしてやる、低過ぎるから高うもらうのだというものが調整なんだ。こういう新しいものを別の観点から、これはもう大へん間違ひである。新しい納税義務者を別にここに初めて作り出すのだというところは、これはもうその人にしてみたら大へん迷惑な話です。大蔵省のお役人の諸君は、なかに書いてあつたからいいのだ、おれの方はかけるのだ、公務員の義務だということをいって、あつさりこれはかけるけれども、何もかかっておらぬやつを新たにたられるとなると、その人の身になってみなさい。同じ国民ですよ。主権者ですよ、今の憲法からいふたら、その主権者に、納得もいかぬやつを勝手にばつと、この機会に、いときやというてかけていくというの、これは単にだまし討ちをややるかんだ。卑怯なだまし討ちをややるか、あのうしろはち巻たすきがけで、このだまし討ちのかたき討ちに来るの、かたき討ちの装束でわいわい出てくる。写真を見せてあげましようか。そうして、しかもこれが納税対象者は何はあるかといふたら、その納税対象者は日本国じゅう合わせて千人くらいだということ、税務当局は、主税局長の役人はいふ。この新税の対象者は千人やという。大阪だけでも二千

人からあります。どこのうちに行つても、どこの洋服屋に行つたか、どの着物屋に行つたか、一メートルが五千五百円以上の洋装生地、二万五千円以上の和装生地または帯、そんなもの三枚や五枚、二本や三本に飾つておかなければ商売にならぬ。みなありますわ。そしてわしに説明するときには千人やという。そんなインチキいふお前。これは日本国中に何ほあるか。これはみんな税の対象者となつて、これからはのいばり散らかした税務官吏がどここと片っ端から行く。お前のところの商売何ほした、お前のところや。——ことしはわしは絶対に反対という意思を表明しておるんだが、たとえば、あんた方との相談の上で、ときによつたら来年か再来年、ちよつとでも、名目だけでもという話があつたら、名目だけで置いておくんだつたら、名目だけ公平にするというのであつたら、全国の小売業者、何万人という人に恐怖心を起させて、その対象が大勢になればなるほど、税務署の役人、大蔵省の役人がふえてきて、景気はいいかもしれぬけれども、国民はたまらぬ。月給だけでも何ほ払うか。取る意思はないんや、公平のため、作文のためだけというなら、何もこんな実質的に多くの人に迷惑をかけるようなことはせぬと、ことは減税の年だから——そのことは大蔵大臣にわしが言うたら、お説ごもつともだと言つた。わずかに五億か六億の金がないのか。なければわしに相談しなさい。わしが出してやる。大阪府はわずかに四百億か五百億や。その中からでも五億や六億のやり繰り算

段はわしはやつてきたんだ。一兆四千萬の大予算を持って、こんな悪税、世間に評判の悪い、増税じゃない新税だと言われるようなことをやつてもらいたくない。わが党の名折れだ。こんなものを出してやるのは間違つてゐるが、名前だけだつたら来年か再来年、どうしてもやらなければならぬのだつたら、原産地の一部に向けて、今の小売価格くらい、製造価格でかける。名前だけだつたらそうしなさい。大臣は、税金はほしいことないのや、そんなやり繰りくらい何ほでもする、お前に出してもらわぬでも幾らでもやる。おとつといふ言つた。それだから、これはことしは一つ真剣に考え直してもらおう。高級々々、えらい高級という名前をつけて、われわれに感心さすように言ひますけれども、高級々々とやらつたて、一番数の多い対象というものは、実際政務次官知つていますか。これは女給や芸者が着るのや。女給や芸者は、これは労働服ですよ。これはぜいたくなるところの高級服と違ふのや。また舞台上立つ連中、団体でも演芸やるやつでも、これらの連中は、こんな高いものを着ぬと映らぬし、そややらぬとはやらぬで、飯食うていけぬ。そやからやりよる。この点をよく考へてもらいたい。わしが女給や芸者のひいきをしたらよらないと言われるかもしれないけれども、事実そやです。そんなこと若い連中はあまり人の前でよる言わぬ、わしが言つてやらんならぬ。しかも、税金を滞納したからというて差し押え一つするにしたつて、営業用什器はちよつと慮慮せんならぬ。もし差し押えても、競売というときにならずと、そう勝手にできまへんで。た

とえば飲食店のテーブルとか食器は差し押えてできまへんよ。そんなもんしよつたら、それこそ悪税になる。そんなものまで入れて競売したら営業妨害で、飯食うていけぬ。女給や芸者や舞台上立つ連中は、こんな着なかつたら商売の道具や。税の本質から考えてもらうたら、そや簡単に何でもかんでもかかせたらいいというよなあさはかな考へでは世の中はいかぬ。これは大蔵大臣も言つておる。かけたこともあるのや。新税と言わぬけれども、文書には新たに課税するとはつきり書いて出している。新税は悪税や。増税もことしは年じやない。それから金がないのかと言つたら、金はあるという。金ないからかけるのと違ふ。デコボコを是正する。体裁だけや。そんなふうな体裁や見栄を張る必要はありません。ことしはどうしても撤廃してもらいたい。こんなことでは悪名を着せられる。これから知事選挙も地方選挙も参議院選挙もやつていかならぬ。せつかくことしは旗じるしにかかげて減税というてやつてきた。それに協力しても、その舌の根もかわかぬ先から新税をかける。この減税については社会党といえども賛成している。減税反対とちよつとも言わぬ。えらいことを自民党にやられたと心うちはよる思つていないかもしれぬ。せつかくよいことをやつてもらいながら、ちよつとしたことから、あのアリの一穴から大きな堤防がくずれて大災害を受けるよなことがある。これは一つ考へてもらいたい。無理無体に言わぬと、きちよつとした答弁せいとわ言いませんが、一つ考へてもらいたい。

○山中政府委員 提案をしておるのでありますから、しかつめらしい答弁をせよと言われればできぬこととありませんし、提案の趣旨の説明は当然しなければならぬこととありますが、山村さんは与党の委員でありますから、ものは相談じやという程度で、その趣旨は十分拝聴いたしましたから、お互いに政党内閣として今後御相談を申し上げましょというところで答弁を終りたいと思ひます。

○早川委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は明二十日午前十時十五分より開会することとし、これにて散会いたします。

午後零時五十八分散会

大蔵委員會議録第五号中正誤
五八頁五段二三行「昭和」は行頭二字目より「」 昭和となるべきの誤
五八頁五段二四行から五九頁一段二行までの各行頭は二字下がるべきの誤

昭和三十四年二月二十四日印刷

昭和三十四年二月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局